

# 公益財団法人相模原市産業振興財団海外見本市出展助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人相模原市産業振興財団（以下「本財団」という。）が、市内中小企業者等の海外における販路開拓を促進し、もって市内産業の振興に寄与することを目的として、市内中小企業者等が自社製品・技術等を海外で開催されるウェブ展示会を含む見本市・展示会（以下「見本市等」という。）に出展する際に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）は、当該事業年度4月1日現在、相模原市内で1年以上操業しており、相模原市が課税する法人市民税または市民税を完納している者であって、かつ次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類（令和5年7月改定）における製造業又は情報通信業を営む者

(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合のうち、市内工業の振興を目的として設立された組合

(3) 市内工業の振興を目的として設立された団体（任意団体を含む）のうち、構成員、活動内容等から判断して理事長が適当と認めた団体

(助成の対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、当該年度の4月1日から3月31日までに海外で開催される見本市等とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には助成の対象とならない。

(1) 物産展など即売を目的とするもの

(2) 同一の出展で他の公共団体・公的機関から助成等を受けるもの

(助成の対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、見本市等への出展に伴い、助成対象者が直接または販売代理店を通じて主催者へ支払う出展料とする。ウェブ見本市等については、附則に定める定義のものとし、出展料および付随する動画掲載料・チャットブース費用等のオプション費用とする。ただし、出展料のうち、消費税相当額については対象外とする。

2 前項の助成の対象となる出展料について、円への換算レートは支払いが行われた時点のレートをもとに算出する。

(助成率及び助成額)

第5条 助成対象事業に対する助成率は、助成対象経費の2分の1以内で理事長が決定する。ただし、前年度相模原市トライアル発注認定制度で認定された企業（以下「トライアル認定企業」という。）においては、4分の3以内とする。

2 前項の規定により算出した助成額は、上限を25万円とし、その額に千円未満の端数

が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。ただし、トライアル認定企業においては、上限を30万円とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 予算額を超えた場合、予算額に応じて助成額を減額するものとする。

4 助成の回数については、同一年度同一申請者1回を限度とする。

(交付申請等)

第6条 助成対象者は、次の各号に掲げる書類を作成・添付し、当該事業年度11月30日(当該日が営業休業日に当たるときは前営業日)までに理事長に提出しなければならない。

(1) 海外見本市出展助成金交付申請書(第1号様式)

(2) 見本市等の概要がわかる資料(開催要領、パンフレット等)

(3) 見本市等に出展することがわかる資料(出展者リスト、申込みの控え等)

(4) 出展する自社製品・技術等の内容に係るパンフレット等

(5) 法人の場合は商業登記簿謄本のうち履歴事項全部証明書(申請日より3ヶ月以内に発行されたもの、コピー可)、個人の場合は住民票記載事項証明書(申請日より3ヶ月以内に発行されたもの、コピー可)

(6) 法人の場合は法人市民税領収書(直近の決算期確定分)の写し、又は納税証明書(コピー可)、個人の場合は市・県民税領収書の写し、又は納税証明書(コピー可)

(7) 助成対象者が第2条第2号又は第3号に規定する者においては、助成対象者の定款又は規約等、及び構成員名簿

(8) その他理事長が必要とする書類

2 理事長は、前項の書類を受理した時は、その内容を審査し、助成金の交付の対象となる事業及び交付しようとする助成金の額を内定し、海外見本市出展助成金交付内定通知書(第2号様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(届出事項)

第7条 助成対象者は、前条第1項の交付申請後、次の各号のいずれかに該当するときは、変更・中止等届出書(第3号様式)によりその旨を直ちに理事長に届出なければならない。

(1) 前条第1項第1号で提出した申請書の内容に追加・変更があるとき

(2) 助成対象事業の内容を中止しようとするとき

(事業報告)

第8条 助成対象者は、次の各号に掲げる書類を作成・添付し、4月から2月に開催される見本市等の場合は当該事業年度3月10日(当該日が営業休業日に当たるときは前営業日)、3月に開催される場合は本財団が個別に定める日までに理事長に提出しなければならない。なお、この提出期限を過ぎた場合は申請を取下げたものと見なす。

(1) 海外見本市出展助成事業報告書(第4号様式)

(2) 出展の様子がわかる写真、展示状況及び展示製品など展示会参加の状況が把握できる資料、ただし、ウェブ見本市等出展の場合は、出展の様子がわかる画面のハードコピー等

(3) 請求書の写し

(4) 助成対象経費の支払いが完了したことがわかる書類（領収書・銀行振込明細・入出金明細の写し等）

(5) 海外見本市出展助成金交付内定通知書の写し

(6) その他理事長が必要とする書類

2 事業報告における効果測定に対し、本財団より要請があった場合は、その指示に従うこと。

(交付の決定)

第9条 理事長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、助成金の交付を決定したときは、海外見本市出展助成金交付決定通知書（第5号様式）により助成対象者に通知する。

(助成金の請求)

第10条 助成対象者は、前条の決定があったときは、海外見本市出展助成金請求書（第6号様式）を前条に定める通知書の写しを添えて理事長に提出し、助成金の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 理事長は、助成対象事業について次の各号の一に該当すると認めるときは、助成の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成対象事業に関し、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき

(3) 法令等に違反するなど、助成対象者としてふさわしくないと理事長が認めたとき

(助成金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第4条に定める本事業におけるウェブ見本市等の定義は次のとおりとする。

- 1 日本語以外を主要な使用言語とし、日本を除く国に対し販路開拓を行おうとするウェブサイトで期間を定め開催されるものであること。
- 2 自社独自及び、グループ会社など資本関係がある会社や所属する事業グループ、組合が開催するものでないこと。